

クレジット被害にあわないために！

消費者のための割賦法・特商法の改正を求めるシンポジウム

今般、クレジット取引を規制する割賦販売法、訪問販売等を規制する特定商取引法が改正されようとしています。

クレジット取引・訪問販売は、高齢者等を狙った次々販売などの悪質商法に多く利用され、悪質商法をはびこらせる温床となっています。

また、購入者の支払能力を無視したクレジット取引が行われていることも深刻な多重債務者問題を生み出す大きな原因の一つです。

クレジット被害の根絶に向けて、消費者が安心できる法制度の実現を目指しましょう！



日時 平成19年 10月27日 (土)

午後1時～午後4時

場所 大阪弁護士会館 2階ホール

(詳細は裏面の地図をご覧ください)

入場無料



内 容

1 基調報告 ～改正の背景・事情・改正内容の目標～

2 被害者の声

3 改正の審議状況、今後の見通し

弁護士池本誠司（産構審割賦販売分科会委員，日弁連消費者問題
対策委員会副委員長）

4 今後の活動・取り組みについての報告

弁護士 拝師徳彦（日弁連消費者問題対策委員会副委員長）



主催：大阪弁護士会

お問い合わせ/大阪弁護士会 委員会担当室（久井）TEL06-6364-1227

弁護士会館(新会館)



■大阪弁護士会館

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

【交通手段】

- ・地下鉄・京阪「淀屋橋駅」1番出口より徒歩10分
- ・地下鉄・京阪「北浜駅」より徒歩7分
- ・地下鉄「南森町駅」2番出口より徒歩10分
- ・JR東西線「北新地駅」より徒歩15分

F A X 返 信 票

大変恐れ入りますが、当日の資料準備、会場設営のご参考にさせていただくため、ご出席をご希望される方は、ご返信いただけますよう、よろしくお願い致します。

10/27(土) シンポジウムに参加いたします。

貴名()

連絡先()

FAX 06-6364-0252 / 大阪弁護士会 委員会担当室(久井)